



イベント

ドキュメンタリー映画 「ひなたぼっこ」上映・講演会

「知的障害」があってもみんなと一緒に生きていきたいと願い、地元の公立普通高校へ進学を果たした4人の若者と高校進学を目指す中学3年生。「ひなたぼっこ」は、生まれ育った町で普通に育ってきた5人の若者たちとその友人たちとの泣き笑いの日常を一年半にわたって記録したドキュメンタリー映画です。

上映後は、映画に登場した親子に来ていただき、近況などのお話があります。

■日時 12月9日(土)、開場13時

■内容

▽映画 13時30分～15時
▽講演会 15時15分～16時

■会場 松前総合文化センター

広域学習ホール

■チケット

▽大人 1,000円

(平日1,200円)

▽小中高生 500円(当日600円)

■主催 子どもの暮らしと教育を考える会

■問い合わせ ☎984-139

96' E-mail: (kodomokurashi@yobne.jp)

松山矯正展

■日時 11月11日(土)、12日(日)

9時30分～15時

■内容

▽広報コーナー パネル・ビデオ等による矯正施設の紹介及び受刑者、被収容少年の書・絵画等の文芸作品の展示等

▽展示即売コーナー 全国各地の刑務所で作られた各種家具類、縁台、紳士靴、バーベキューコンロ、漆器その他日用品類

■場所・問い合わせ

松山刑務所(東温市見奈良1243-12、☎964-13355、FAX 964-11467)

お知らせ

調停相談会

愛媛調停協会連合会では、松山地方裁判所、松山家庭裁判所の後援を得て、調停相談会を開催します。金銭貸借、交通事故、宅地建物、農地その他民事に関する問題、夫婦関係、遺産相続その他家庭の問題について解決方法や法律手続きの仕方等について次のとおり相談に応じます。この相談は無料で、秘密は絶対を守られますから、安心してお気軽においでください。なお、予約は必要ありません。

■日時 11月26日(日)、10時～16時(受付は15時30分まで)

■場所 いよてつ高島屋7階キャッスルルーム

■問い合わせ

愛媛調停協会連合会(松山市一番町3丁目3-18、松山地方裁判所内、☎941-14151、内線359)

日本司法支援センター 「法テラス」がオープン

日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられるよう、全国に50か所以上の事務所を置き、10月より業務を開始しています。

法的トラブルを解決するのにどのような方法があるのかわからない、どこに相談すればよいのかわからないといったときは、「法テラス」までお気軽にお電話ください。

▽情報提供 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供

▽民事法律扶助 資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立替え

▽司法過疎対策 弁護士がいらないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供

▽犯罪被害者支援 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供

▽国選弁護関連業務 国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

■相談電話番号 ☎0570-078374

■ホームページ <http://www.houtasus.or.jp>

■問い合わせ 日本司法支援センター 愛媛地方事務所 ☎050-33383-5580

中退共制度を 「こ存じ」ですか

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、中小企業で働く従業員のための外部積み立て型の国の退職金制度です。適格年金制度は、平成24年3月31日までに他の年金制度等に移行するなどの対応が必要です。中退共制度へ移行する際、適格年金資産の全額を移換できます。

《事業主のメリット》

○退職金の管理が簡単です。

○移行時に積立不足の解消は不要です。

○中退共では、移行時と加入後の事務手数料は不要です。

○掛金は全額非課税です。

○加入後、掛金18,000円以下を増額した場合、増額の3分の1を1年間助成します。

《従業員のメリット》

○退職一時金の制度のため60歳以下でも退職金を受け取れます。

○退職所得として、税法上優遇されます。

○転職した場合、前の企業での掛け金納付実績を通算できます。

■問い合わせ 中小企業退職金共済事業 ☎730-00025、

広島市中区東平塚町1-14、☎082-240-17151、FAX 082-240-17153

各種相談

相談無料、秘密厳守

《無料人権相談》

- 日時 11月8日(水)
10:00～15:00
○場所 市民会館3階和室

《心配ごと相談》

- 日時・場所 13:30～16:00(祝祭日と年末年始は除く) 社会福祉協議会各事務所
伊予事務所 毎週水曜日
中山事務所 毎月第2木曜日
双海事務所 毎月第2・4水曜日
○弁護士相談日時・場所(要予約)
11月1日(水)、15日(水)、13:30～16:00、社会福祉協議会伊予事務所

《行政相談》

- 本庁地区 毎月第3金曜日
10:00～15:00 生野 勝さん方
(☎982-2085)
○中山地区 毎月10日
10:00～15:00 仙波 道淳さん方
(☎967-1020)
○双海地区 毎月第2火曜日
9:00～15:00 山口 隆義さん方
(☎987-0630)

《家庭児童相談室》

- 日時 土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日、8:30～17:00
○相談先 伊予市福祉課内家庭相談員
(☎982-1111、内線538)

《女性のための相談》

- 日時 法律相談/毎週木曜日、健康相談/毎週金曜日、13:00～14:30(第5週と祝日は除く)
○場所 愛媛県女性総合センター(松山市山越町450、☎926-1644)

《在宅介護支援センター24時間相談》

- 年中無休、24時間体制で在宅寝たきり高齢者などの介護者の電話相談に応じます。
○相談先 社会福祉協議会伊予事務所 ☎983-6224、伊予あいじゅ ☎982-6668、いよ ☎983-2225、森の園 ☎982-7474、なかやま幸梅園 ☎967-0300、双海夕なぎ荘 ☎986-0131

《不動産相談》

- 日時 毎月10日(土・日曜日、祝祭日の場合は翌日)、13:00～15:00
○場所 ふるさと創生館
○相談先 宅建協会伊予支部

検察審査会制度

検察審査会制度は、各市町の選挙人名簿をもとに、ひろく民間人の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員が検察官の不起訴処分およびあしを審査するという制度です。あなたも審査員に選ばれることがあります。

犯罪の被害にあった人、犯罪を告訴、告発した人で検察官がその事件を起訴しないことに不服のある人は、だれでも検察審査会に申し立てをすることができます。審査の相談・申し立てについての費用は一切無料で、秘密はかたく守られます。(ビデオ映画の貸出しも行っています。)

■問い合わせ 詳しくは、松山検察審査会事務局(松山市一番町三丁目3番8号、松山地方裁判所内、☎941-4151)へ。

標準営業約款制度

「Sマーク」をご存じですか



標準営業約款制度は、法律で定められた消費者利用者が、擁護に資するための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

■問い合わせ 詳しくは、(財)愛媛県生活衛生営業指導センター(☎924-3305)へ。

11月12日～25日
女性に対する
暴力をなくす運動

女性に対する暴力の一つに「配偶者からの暴力」があります。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。一人で悩まないで、早めに相談してください。秘密は厳守します。

また、身近に配偶者からの暴力に悩んでいる方がおられる場合には、相談機関の連絡先を覚えてあげてください。(匿名相談可)

■相談機関
配偶者暴力相談支援センター
▽県婦人相談所(☎941-3490) 月～金
▽県女性総合センター(☎926-1644) 火～日
県警察本部(☎0120-311

9110

自賠責制度の加入を
忘れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。特に、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れやかけ忘れにご注意を！

■問い合わせ 自賠責制度の詳細い内容は、<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。

まごころ銀行(敬称略)

あたたかい善意を
ありがとございました。

《香典返し》

○下岡 満栄(下吾川) 亡夫 巧
○松原 増徳(中山町出刈) 亡妻 栄子

